

裁 決 書

審査請求人 ○○○○○○○○○○
○○ ○○

処 分 庁 安芸市長 横山 幾夫

審査請求人が令和3年6月16日付けで提起した、令和3年6月7日付け第○○○号により処分庁安芸市長（以下「処分庁」という。）が行った令和3年度市民税・県民税の賦課税額の決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決します。

主 文

本件審査請求をいずれも棄却する。

事案の概要

- 1 処分庁は、審査請求人に対して、令和3年度の市民税・県民税賦課税処分を行い、令和3年6月7日付けで、審査請求人あてに通知した。
- 2 審査請求人は、令和3年6月16日付けで、処分庁に対して本件処分の取消しを求める審査請求をした。
- 3 処分庁は、本件処分に誤りがあったとして、本件処分について令和3年6月15日付けで更正処分（以下「本件更正処分」という。）を行い、審査請求人あてに通知した。
- 4 審査請求人は、令和3年7月7日付けで、処分庁に対して令和3年6月16日付け審査請求への追加事項を記載した文書を提出した。

審理関係人の主張の要旨

1 本件審査請求の趣旨

- (1) 処分庁が審査請求人に対し令和3年6月7日付けで行った本件処分をただちに取消し、真正な課税（賦課）の通知を直ちにせよとの裁決を求める。
- (2) 処分庁による本件処分に疑問があったため、処分庁に対して賦課税額等を調査するよう求めたところ、誤りであることが確認され、処分庁から令和3年6月15日付けで本件更正処分の通知があった。この通知書には更正理由として、「控除の変更による更正」として記載しているが、これは、安芸市税務課職員が課税事務、具体的には所得控除額や課税標準額等の算定を間違えた違法不当な課税であり、この誤った課税処分がなぜ起こったのかまったく不明で納得できないため、これを明らかにできる具体的な課税根拠となる一連の資料（賦課決定の決裁書ほか）を提出したうえで詳しく説明せよ。

また、同時に、間違った市民税・県民税の課税処分が審査請求人以外の安芸市民にもされている可能性が極めて高いため、審査請求人以外の安芸市住民の課税処分についても調査のうえ、その結果をただちに審査請求人のほか安芸市民の代表である市議会にも説明して、公表せよとの裁決を求める。

2 処分庁の本件審査請求に対する意見

本件審査請求を却下するとの裁決を求める。

3 本件審査請求に係る主張と弁明

(1) 審査請求人の主張

(ア) 審査請求人に対する令和3年度の市民税、県民税は、納税通知書に記載した税額を徴収するとの決定通知であるが、納税通知書記載の所得控除額、年税額等は安芸市市税条例等の法律に違反した違法、不当なものと考えられる。

審査請求人と審査請求人の配偶者の令和2年分の所得税の確定申告書は、令和3年3月26日付けで安芸税務署へ申告している。二人の確定申告書の記載内容を見れば、本件処分は誤りのある違法不当な課税（賦課）であることが確認できるため、直ちにこれを取り消して一日も早く違法状態を解消し、同時に真正な課税（賦課）通知を直ちにしよう求める。

(イ) 安芸市税務課職員は、普通に気を付けて課税事務をすれば間違ふことはなかったと考えられるが、審査請求人の同一世帯二人に対して、今回別々に違法不当な間違った課税をして二人分で合計35,300円の市民税・県民税を過大に納付させようとした。

二人の市民に対して別々に間違った納税通知書を送って誤りのある課税を行って納付させようとした事実からすれば、こういう違法不当な課税により処分庁は安芸市全体の税収を増やすことができたが、審査請求人がこの重大な誤りを早期に発見したため、処分庁の違法不当な徴収を阻止した。

審査請求人が本件処分の間違いに気が付いていなかったら、本来の正しい税額よりも高額な税額を一方的に徴収され、法律上根拠のない税金を強制的に負担させられていたものである。

処分庁の課税事務が正常になされているのか強い疑念があるのでこの点についても説明を求める。

(ウ) ほかの安芸市民にも同様に誤った課税がされている可能性が十分にあると考えられる。安芸市の税務行政全体の信用を失墜させた、処分庁職員の責任は非常に重いと考えられ、今後このような違法不当な間違った課税が再発しないよう市県民税の課税事務処理の改善対策を作成して審査請求人に提出して説明するよう求める。

(2) 処分庁の弁明（令和3年7月16日付け3安税第225号弁明書）

(ア) 本件処分の所得控除金額、年税額は誤りであることは認める。

(イ) 課税内容を修正し、審査請求人に対し、令和3年6月15日付け令和3年度市民税・県民税の更正通知を送付した。

- (ウ) 審査請求人が求める内容は既に解消されており、請求人の令和3年度市民税・県民税の課税内容において何ら違法・不当な点はない。
- (エ) 本件審査請求は理由がないから却下されるべきである。

理 由

1 本件処分に係る法令の規定及び最高裁判所の判例について

(1) 市民税・県民税の課税について

- (ア) 地方税法（昭和25年法律第226号）第24条第1項第1号及び同法第294条第1項第1号並びに安芸市市税条例（昭和53年安芸市条例第26号）第23条第1項第1号によれば、安芸市に住所を有する個人は、均等割額及び所得割額の合算額によって市民税・県民税を課すと規定されている。
- (イ) 県民税及び市民税の申告については、地方税法第45条の2及び同法第317条の2に規定されており、同法第45条の3及び同法第317条の3の規定に基づき確定申告書を提出した場合には、県民税及び市民税の申告書が提出されたものとみなされる。
- (ウ) 地方税法第20条の9の2第5項において準用する同条第3項において、地方税の賦課決定の減額更正が行われた場合は、減少した税額に係る部分以外の部分の地方税についての納付又は納入の義務に影響を及ぼさない旨が規定されている。

(2) 最高裁判所の判例の概要

申告に係る税額に減額更正処分がされた場合、当該更正処分はそれにより減少した税額に係る部分についてのみ法的効果を及ぼすものであり、それ自体は更正処分の理由のいかんにかかわらず、当初の更正処分とは別個独立の課税処分ではなく、その実質は、当初の更正処分の変更であり、それによって、税額の一部取消しという納税者に有利な効果をもたらす処分と解するのを相当とする。そうすると、納税者は、再更正処分に対してその救済を求める訴えの利益はなく、専ら減額された当初の更正処分の取消を訴求することをもって足りるというべきである（昭和52（行ツ）12号 昭和56年4月24日第二小法廷判決）。

2 本件処分の適法性及び妥当性について

本件処分は、上記1(1)(ア)及び(イ)のとおり、所得税の確定申告書が提出された場合には、県民税及び市民税の申告書が提出されたものとして県民税及び市民税を課す旨を規定しているところ、審査請求人の市民税・県民税の賦課税額を決定するにあたり、当初処分庁が審査請求人の配偶者の確定申告書を正しく確認できていなかったため、審査請求人に対して誤った賦課税額の決定通知を行ったものである。

しかしながら、審査請求人の令和3年度市民税・県民税の年税額が5,800円となることが判明したことから、処分庁は、本件処分における誤りを認め、審査請求人に本件更正処分を行っている。

地方税法の規定及び最高裁判所判例によれば、上記1(1)(ウ)及び(2)のとおり、本件処分については、更正処分後の年税額である5,800円の部分のみ本件審査請求の訴

えの利益があると認められるが、審査請求人からの本件審査請求では、5,800 円について具体的な不服の金額が明らかでなく、処分庁の弁明に対する反論もなされていないことから、本件更正処分後に減額された税額 5,800 円について不服があることは確認できない。

3 その他の本件審査請求について

審査請求人のその他の審査請求については、行政庁の処分にかかるものではなく、審査請求できる事項ではない。

4 結論

以上のとおり、本審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和 4 年 9 月 7 日

審査庁 安芸市長 横山 幾夫

（教示）

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、安芸市を被告として（訴訟において安芸市を代表する者は安芸市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、安芸市を被告として（訴訟において安芸市を代表する者は安芸市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。